

令和5年度

新川融雪槽水位計交換業務

仕 様 書

札幌市建設局土木部道路設備課

1 概要

本業務は、新川融雪槽に設置されている水位計の機能保持を目的として交換を行うものである。

2 履行場所

札幌市西区八軒9条西7丁目 新川融雪槽（新川水再生プラザ敷地内）

3 履行期間

契約締結の日から令和6年(2024年)2月26日まで

ただし、交換作業は令和5年11月30日までの完了を原則とし、槽内貯水作業の立会いは、令和5年12月1日以降の指定日に実施することとする。

4 役務の仕様

本業務に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房長官官舎監修「建築保全業務共通仕様書（平成30年版）」によるものとする。

5 履行体制

受託者は、直接雇用契約関係にある者の中から下記の内容による者を定め、適切に業務が履行できること。

(1) 業務責任者

業務の遂行を指揮監督するための業務責任者を1人定めること。

6 役務の内容

(1) 交換作業

新川融雪槽の融雪槽 No. 1、融雪槽 No. 2、越流水路の計3カ所に設置されている水位計（JFE アドバンテック製、No. 03Y397～03Y399）について、同メーカーの下表部品に交換する。

品名	型式	数量	既設型式
検出器	SL-180C(支え足付)	3個	SL-130C
中継器	JB-484S	3個	JB-434S
変換器	PSB-180A	3個	PSB-130A

※各水位計の仕様は以下とする。

ア 融雪槽 No. 1 水位計：中空ケーブル10m、ステンスチーン8m、測定範囲0～7m

イ 融雪槽 No. 2 水位計：中空ケーブル10m、ステンスチーン8m、測定範囲0～7m

ウ 越流水路水位計：中空ケーブル7m、ステンスチーン5m、測定範囲0～4m

なお、交換にあたっての条件を下記とする。

ア 変換器の取り付けには変換器取付板（PSB-130→PSB-180用）3個（各変換器に1個）を利用する。

イ 中継器～変換器間のケーブル、電線管は再利用とする。

ウ 既設検出器が収まっている水位計用防波管は再利用とする。

(2) 試験調整及び槽内貯水作業時の立会い

整備後に下記項目を基本とした試験調整を実施すること。

ア 外観確認、結線確認

イ 検出器抵抗値、変換機供給電圧、出力負荷抵抗値の計測

ウ 模擬圧試験（検出器加圧）により出力特性の調整

エ ゼロ点調整

また、融雪槽運用開始前の槽内貯水作業に立ち会い、不備があれば再調整等の対応をとること。なお例年は12月中旬頃に実施している。

7 提出書類

(1) 業務計画書

1部 契約後、速やかに

ア 業務責任者等指定通知書、雇用関係が確認できるもの

イ 業務員名簿（資格者一覧・資格証写し含む）

ウ 業務工程表

エ 緊急連絡体制表

(2) 完了届

1部 業務完了後速やかに

(3) 業務写真（新・旧部品、作業状況等）

//

(4) 業務完了報告書（作業日報、業務写真含む）

//

(5) 受託者は、前項(1)～(4)に示す書類・報告書のほか、委託者より指示のある書類提出を求められた場合は、これに従うこと。

8 再委託について

業務の「主たる部分（下記参照）」については、受託者はこれを再委託することはできない。

(1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理

(2) 交換部品の調達

なお、前述の「主たる部分」以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、事前に委託者の承諾を得ること。

また、業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、再委託業者の調整・指導監督等のすべての面において主体的な役割を果たすこと。

9 その他

(1) 作業にあたっては、事前に委託者との工程調整等を行うこと。

(2) 受託者は業務の遂行にあたって、委託者、別途発注の新川融雪槽保守管理業務及び新川融雪槽運転管理業務の受託者との連絡を密に取り合うこと。

(3) 作業の実施に必要な機器、工具、消耗品類、安全機器設備の手配・設置、照明器具等は受託者負担とする。

(4) 作業において、不測の部品交換の必要が生じた場合は別途とする。ただし、軽微な部品は本業務とする。

(5) 発生材について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等(マニフェスト制度)に基

づき適正に処分することとし、受託者と廃棄物収集運搬及び処分業者との契約書の写し、マニフェストの写しを報告書に添付すること。

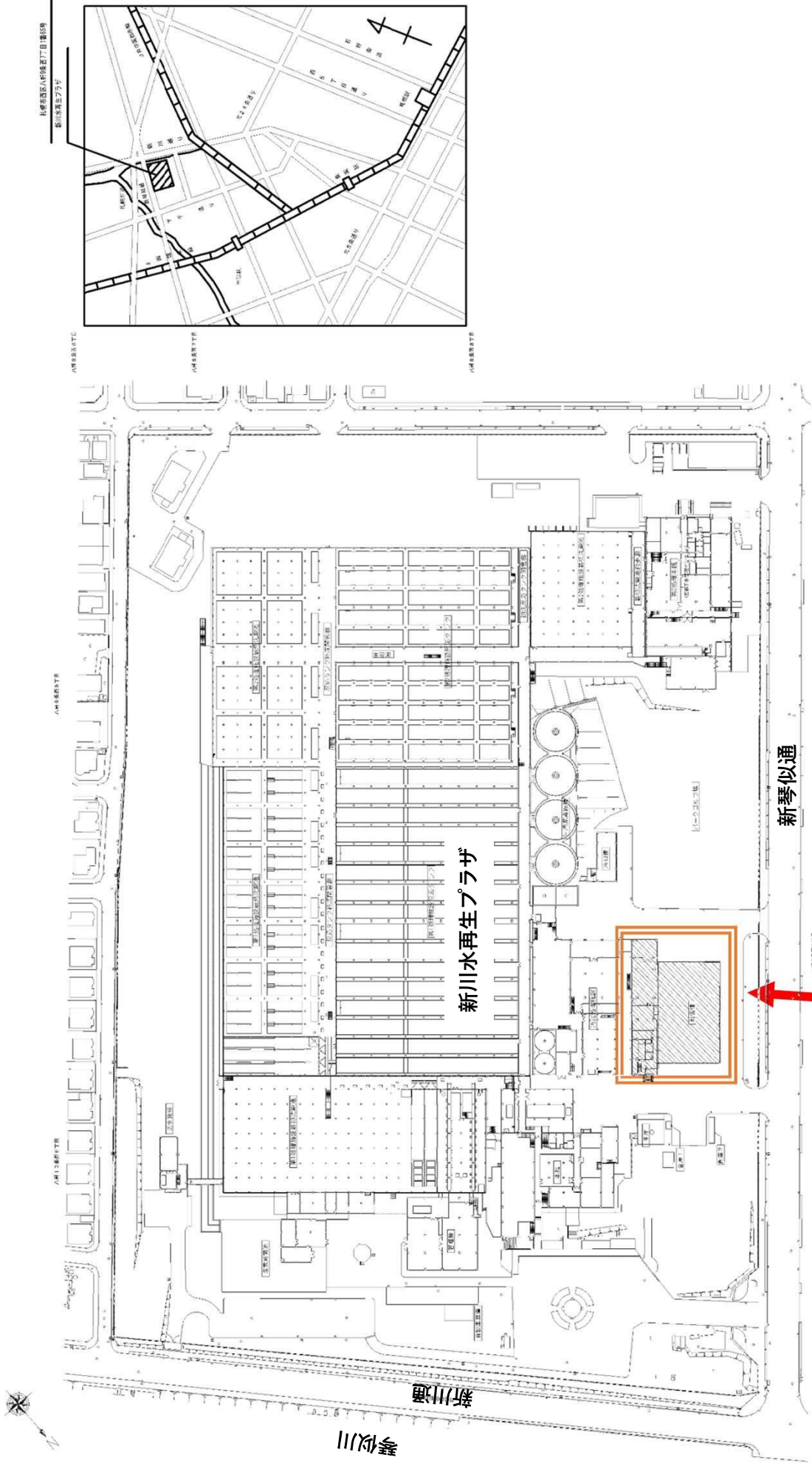
また、処理施設については、原則として札幌市内の処理施設とし受入条件等を確認の上、事前に委託者と協議すること。

- (6) 作業現場については、常に整理整頓を行い事故防止に努めること。また、事故等の問題が発生した場合には必ず報告の上、指示を受けること。
- (7) 作業の完了に際しては、当該業務に関連する部分の後片づけ及び清掃を行うこと。
- (8) 作業に伴う水、電気等は委託者が負担する。
- (9) 作業中・作業終了後、受託者の責任により生じた故障、破損及び事故等は、一切受託者の責任により対応すること。
- (10) 仕様書に明記されていない事項については、委託者・受託者の協議により定めるものとする。

以上

全体配置図

位置図



新川融雪槽

新琴似通

札幌市建設局土木部道路設備課

業務名 新川融雪槽水位計交換業務

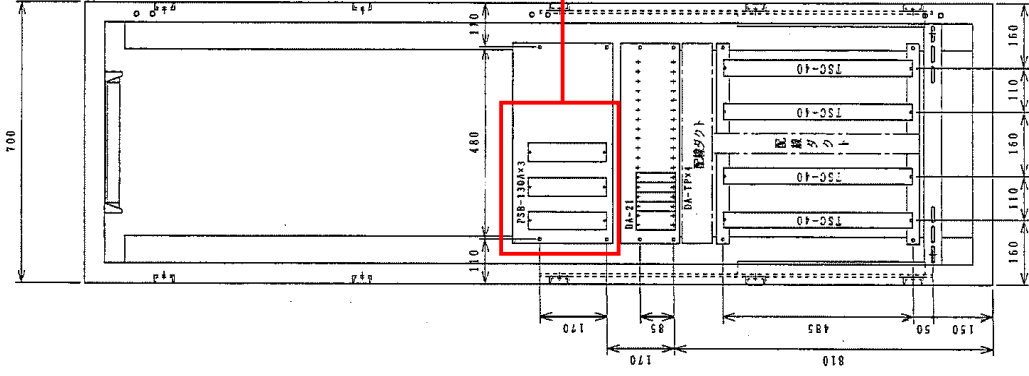
図面名 位置図・配置図



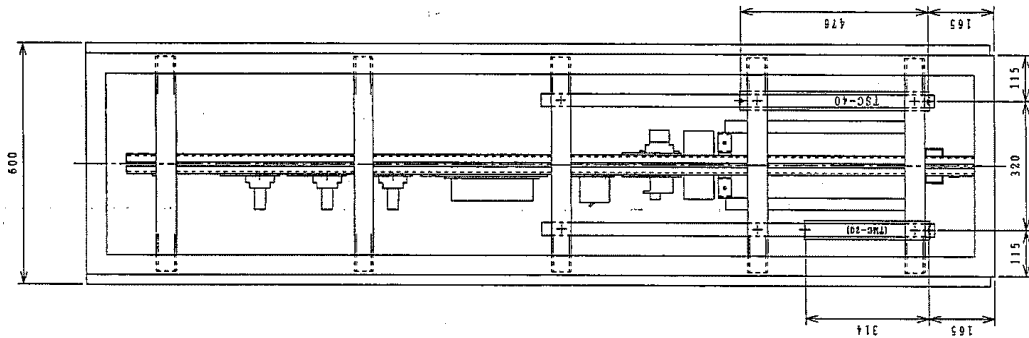
水位計
(防波管)



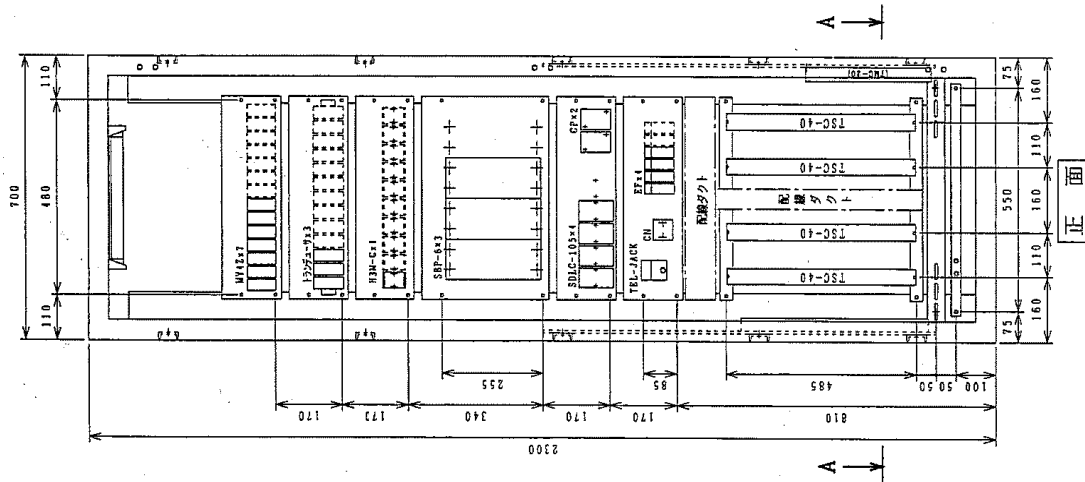
札幌市建設局土木部道路設備課		4/7
業務名	新川融雪槽水位計交換業務	
図面名	越流室水位計(検出器・中継器)写真	



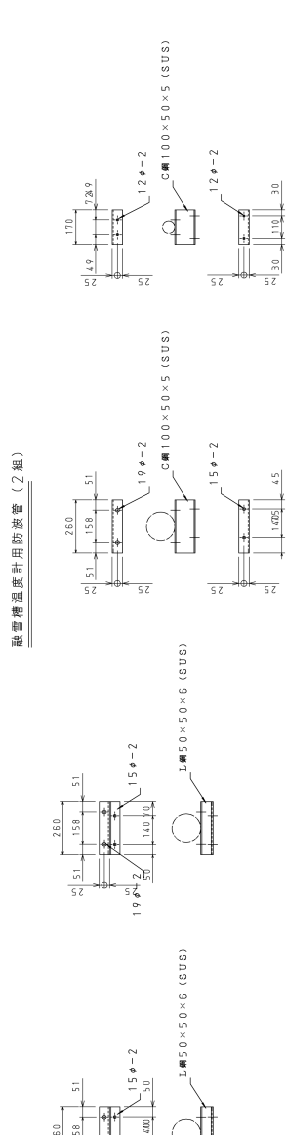
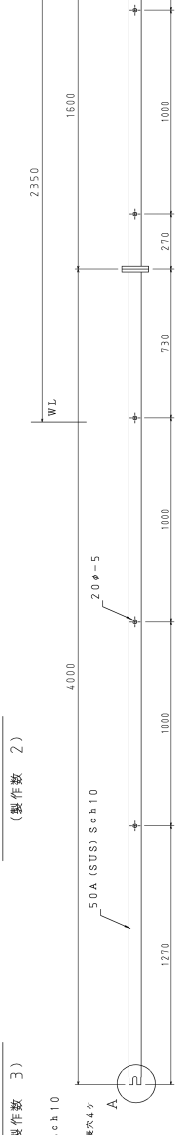
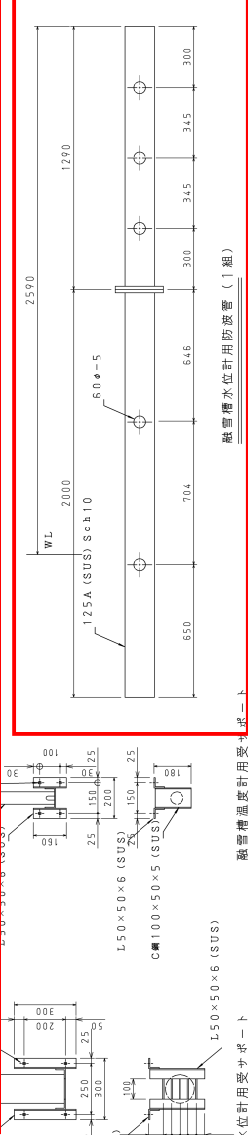
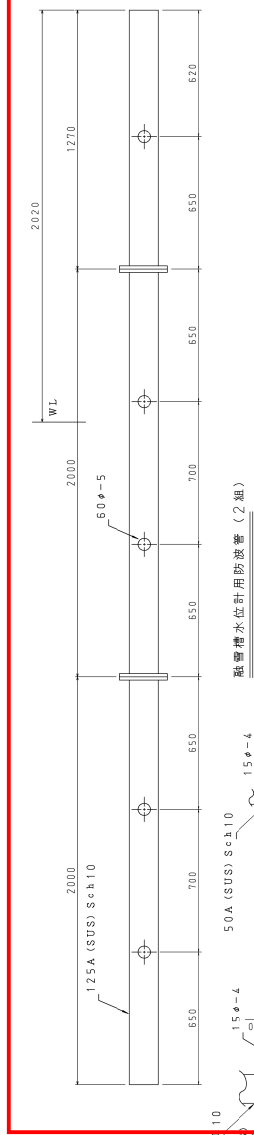
裏面



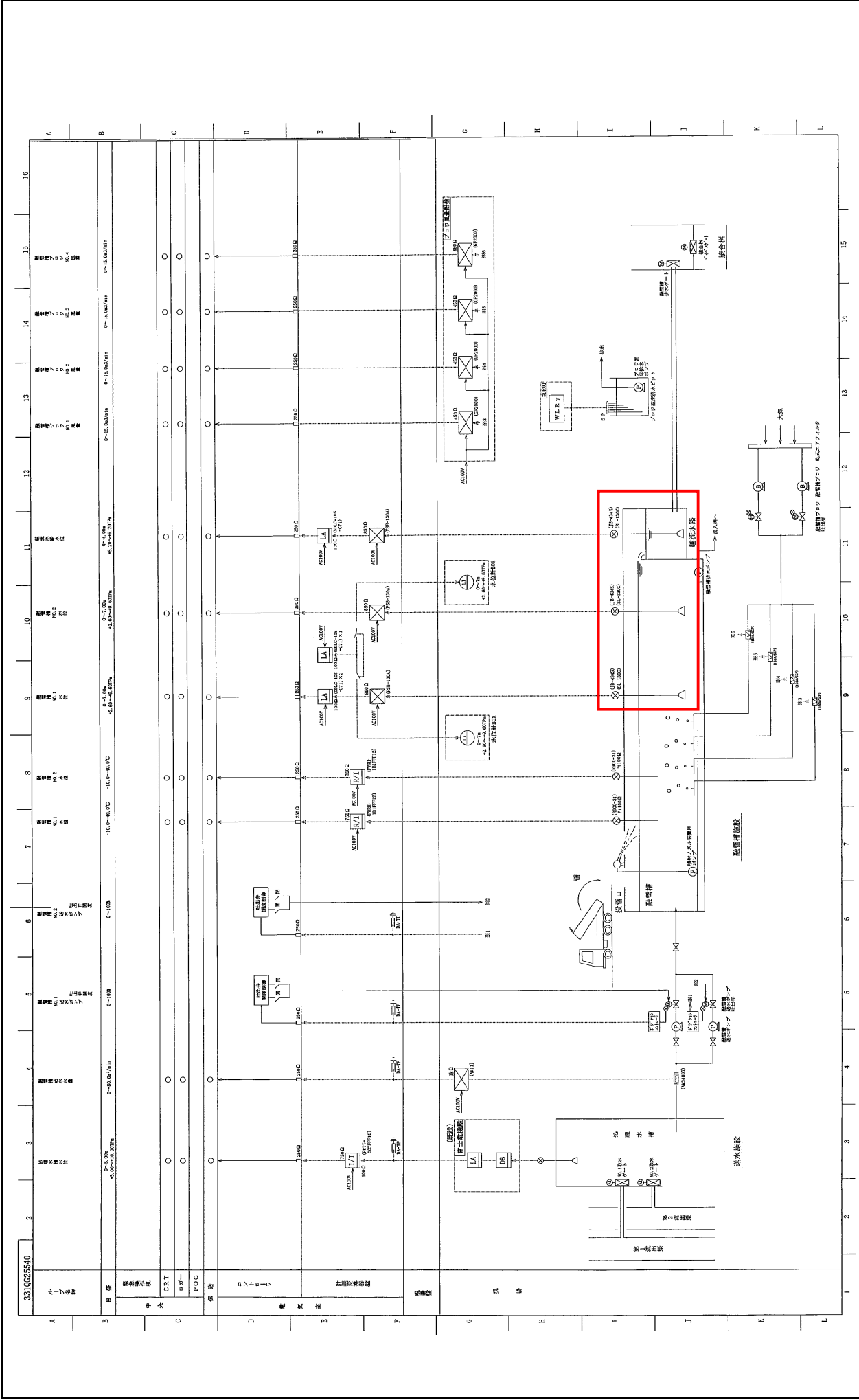
右側面



正面



融雪槽水位計用受サポート (製作数 5)
No. 1 融雪槽水位計用サポート (製作数 5)
融雪槽温度計用防波管 (2組)
融雪槽温度計用サポート (製作数 3)
融雪槽水位計用受サポート (製作数 3)
融雪槽温度計用防波管 (2組)
融雪槽温度計用サポート (製作数 10)



札幌市建設局土木部道路設備課	
業務名	新川融雪槽水位計交換業務
図面名	計装フローシート